

決算審査特別委員会報告（第6回）

1. 招集年月日 令和5年10月5日（木曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年10月5日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席委員（9名）

委員長	永田 勝美 君	副委員長	長谷川 忠 君
委員	平田 康範 君	委員	川副 剛 君
委員	横田 博茂 君	委員	阿部 豊 君
委員	永安 文男 君	委員	橋本 義雄 君
委員	須藤 敏規 君		

5. 欠席委員（なし）

6. 説明のための出席者職氏名

町長	古庄 剛 君	副町長	中村 義治 君
教育長	黒川 雅孝 君	総務理事	大平 弘明 君
事業理事	今道 晋次 君	会計管理者	藤永 尊生 君
総務課長	落合 健治 君	庁舎建設室長	山本 勝憲 君
税財政課長	藤永 大治 君	住民福祉課長	松本 典子 君
保険環境課長	宮原 良之 君	多世代包括支援センター長	松尾 直美 君
企画商工課長	中道 隆介 君	建設課長	山村 輝明 君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長	作永 善則 君	水道課長	安達 伸男 君
教育次長	井手 守道 君		

7. 職務のための出席者職氏名

議 長	淡田 邦夫 君	議会事務局長	荒木 洋介 君
議会事務局書記	山下 慶 君		

8. 会議に付した案件

【付託】

- (1) 議案第53号 令和4年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- (2) 議案第54号 令和4年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- (3) 議案第55号 令和4年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- (4) 議案第56号 令和4年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

- (5) 議案第57号 令和4年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
- (6) 議案第58号 令和4年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
- (7) 議案第59号 令和4年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

委員長（永田 勝美 君）

皆さん、おはようございます。

きょうは総括質疑でございますので、きょう採決までということになります。よろしく願いいたします。

ただいまから決算審査特別委員会5日目を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは総括に入りますが、9月定例会におきまして、当委員会に決算審査が付託され、議案第53号から議案第59号の7件の決算認定の件について、それぞれ審査を行って説明を受けております。

その中で、各委員から追加説明が求められているもの、また、事前に事務局のほうにお伝えいただいたものがありますので、始めに執行から説明をお受けしたいと思います。

— (1) 議案第53号 令和4年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

まず、議案第53号 令和4年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件について、各課からの追加説明をお願いします。

お手元に確認事項等一覧ということで配付させていただいておりますので、御覧ください。

なお、9番に水道課分というのがあるかと思います。企業会計の審査の際の質疑でありましたが、適正な人員配置という観点でいいますと、全体に関わってまいりますので、一般会計の追加説明の中で説明をお受けしたいと思います。

一覧の順に沿って説明を受けたいと思います。

それでは、財政運営及び将来展望について、税財政課に対するものです。須藤委員からの質疑でございます。どなたが説明されますか。

町長。

町長（古庄 剛 君）

財政の運営とそれから将来展望についてということで、須藤委員のほうから御質問がっております。

今後の財政見通しということであるわけでございますけど、令和4年度の末に作成いたしました中期財政見通しにつきましては、令和5年度の決算及び4年度の決算見込み、更に令和5年度の当初予算額を基礎といたしまして、今後見込まれる増額の要素を推計しながら、令和5年度から令和9年度までの5年間の期間について、一応、試算というのをやっているところでございます。

歳入においては地方税、それから地方交付税などの一般財源がほぼ横ばいの状況ではないかと見込んでおりまして、大幅な増加は見込めない状態ではないかと考えております。

一方、歳出におきましては、人件費や扶助費の増加を見込んでおまして、公債費については、今後見込まれます発行分の償還額を加算して推計を行っておるところでございます。

また、投資的経費につきましては、庁舎建設事業、クリーンセンター基幹的設備改修事業、それから、給食センター建設事業など大型事業の実施によりまして、令和4年度から令和7年度まで高い水準になるのではないかと考えているところでございます。

また、大型事業の実施によりまして、地方債の現在高といたしましては、令和8年度がピークになるのではないかと、公債費償還は、令和11年度をピークに見込んでいるところでございます。

期間中におきましては、基金取崩しなど収支不足を補いながらの財政運営が余儀なくされることから、基金残高につきましても、令和9年度は現在の4割弱になる見通しということで考えています。

大型の主要事業はこの5年間に集中しておまして、厳しい財政運営となる見込みでございますが、自主財源の確保や事業の見直しなどを行いながら、財政運営に努めていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

住民サービスを維持しながら、主要事業を最優先に実施していくとともに、後年度に繰延べ可能な事業につきましては、財源の見通しを考慮しながら、後年度の年次別に計画を図っていく必要があると、今考えているところでございます。

また今後、公共施設の補修とか修繕、社会保障経費の増加に対応していくためには、基金への積立は十分ではなく、今後も積立が必要でありまして、歳入の見積りや基金の状況を見極めながら、持続可能な財政運営を目指していかなければならないと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

ここで、追加質疑をお受けしたいと思いますが、須藤委員からありますか。
須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

これは、税財政課長からの答えと一緒にしているわけですが、総合計画にあるように、目標としていろいろあります。後段のほうで質問していきますけど、住宅とか、ほかもろもろのあるから、そういうのを考えていかないと、佐々町がどうなるのかなと思って心配しているわけです。

御存じのように、水道料金の値上げについても、2年に一遍、公共下水道ですか、上げていかなくちや追いつかないということをおっしゃったものですから、もう2年たったけど、委員会ではいろいろ報告はしてあるようなんですけども、前処理施設の収入がどの程度入ってくるかは分かりませんが、それを見越した中でされるんじゃないかと思っているんですけども、起債も起債で、やはり後世に負担を残さないためには、安易に起債を借りないとか、そういう計画を具体的にお聞きしたかったわけですが、予算の作成時に検討していくとなれば分からないものですから、次、5年ぐらいは具体的にこれに取りかかるとか、そういうのを示していただきたいと思うんですけども。

一辺倒の答えしか聞いていませんから、あと、順次質問していきますけど、あと二、三件出していますから、その中でどのようにお考えかというのをですね。そうせんと、そこらかなりの投資を必要としますから、そこら辺について、あとでまた関連してお伺いしていきますので、町長の答弁は答弁としてお聞きをしておきます。

結構です。

委員長（永田 勝美 君）

ほかの皆さんから、須藤委員は以上でよろしいですか。

ほかの皆さんから関連して御質問ありますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、私のほうから1件です。中期の財政見通しということで、先に将来にわたっては、かなりいろいろな厳しい面も言われましたけれども、その財政改善に向けた取組という点で考えておられることがあるのかということ、いわゆる税収を増やす取組について、どのようなことをお考えなのかということ伺いたと思いますがいかがでしょうか。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

税収を増やす取組というのは、早々簡単にできるものではございませんし、本町は、標準税率を使っているところでございますので、その税収を標準税率から引き上げるといのは、早々できないものではないかというふうに考えておりますし、今後5年間を見通した中では、税収は、そこまで大幅には増えないだろうというふうに思っております。

関連して、そのふるさと納税という寄附金を考えていくということもありますけれども、本町は、そういう大きな特産品というのがないというところでございますので、そういうふるさと納税の寄附金を当てにした予算編成というのも難しいというところでございます。

ですので、税収を増やす努力というのは、もう徴収、今の中での徴収に努力していくというところでしかないというふうに考えております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

ちょっと聞き方が不適切であったかもしれないんですが、いわゆるその税収を増やすためには、重要な点では、やはり法人事業税、法人町民税といえますか、いわゆるそういったこととか、全体の所得を上げていくような取組というのが求められるのではないかと。

そういう点で、いわゆる産業政策というのが非常に全体として希薄な印象を持っているんですけども、その産業政策の柱とされていることは何なのかということについては、町長に伺っておきたいと思いますがいかがですか。

町長。

町長（古庄 剛 君）

産業政策の柱って言われても、どれをやるのかというのはなかなか、今、私のところは農業政策を重視して、今やっているわけでございまして、これをどうするのかというのが、我々が今、使命課題で、やはり農業政策の活性化をやる。

それから歳入面を、先ほどお話がありましたけど、遊休町有地とかの基本的な活用とか、やはり財源確保のためには利活用をうまくやっていかなければならないということと、あとは、先ほど須藤委員からもお話がありました使用料とか手数料においても、今後やっぱり維持管理に考慮した料金設定というのをやっていかなければならないと。

それで産業というのがなかなか今、こっちに来るといのがなかなか難しいし、やはり住民を増やして、町の活性化というのをやっていって税収を増やすのか、そういうくだりしかないわけでございますけど、先ほど税財政課長もお話がありましたように、これを税収をすぐ増やすというのが、今の時点ではなかなか厳しいのではないかと。

だから、歳出削減を取りながら、やはり財政の健全化というのはやっていかなければならないのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

要するに、短期的に増やすという点ではなかなか厳しい面もあるんですけども、いわゆる中長期の話ということでございますので、いわゆる産業については、やはり企業も含めた新たな、いわゆる起業、「業を起す」ですね、そっちのほうの起業ですけども、新規事業などの推進だとか、そういった企画なども非常に求められていくのではないだろうかということをお願い申し上げます。

当面は、いわゆる稼げる農業といいますか、農業政策を柱にするということは承りましたので、今後もよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは質疑を終わりたいと思います。

続きまして、入札監視委員会の実績に関する整理について、総務課に対するものでございます。須藤委員、阿部委員からの質疑でございます。総務課長から説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

入札監視委員会の開催回数、委員報酬等について御説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果説明書68ページに記載しております開催回数につきまして、以前の説明の中で、2回と記載しておりますものを1回に修正していただきたい旨の御説明をしておりましたが、確認した結果、2回の開催が正でございました。

また、一般会計決算書64ページの入札監視委員会委員報酬については、2名分3万円となっておりますが、これは、1回目、令和4年7月21日開催分のみの報酬であり、2回目、令和5年1月16日開催分の3名分、4万5,000円が未払いであることが判明いたしました。あわせて、費用弁償の7,300円も未払いとなっております。

これらにつきましては、早急に支払いを行いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

副町長。

副町長（中村 義治 君）

今回、決算審査におきまして、議員の皆様から御指摘をいただきまして、未払いが発覚しております。今後このようなことが発生しないように、支払事務の確認、適正な事務の執行を職員に徹底させていただきたいと考えておりますので、このたびは大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

ここで、追加質疑をお受けしたいと思います。須藤委員、阿部委員からありますか。阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

今回、たまたま指摘によって判明したということで、その指摘がなければ判明せずということは、非常に問題はあると、大きいと思います。

こういった事項がほかにはないのかというのは、改めて確認をしているのかというところ。

議会のチェックで初めて分かったというのは、やっぱりチェックの体制というのはどうだろうかって心配する面があります。

そこのところ、執行側がどのように捉えられているのかというのは再確認しておきたい。

委員長（永田 勝美 君）

副町長。

副町長（中村 義治 君）

先ほども言いましたとおり、今回の決算審査の中で、委員の皆さんから御指摘をいただいたということで、その間、確認ということで、本日の総括のほうに至っているわけですが、今の確認をいたしましたところ、今回の入札監視委員会以外には、未支出はないものと確認をいたしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

永安委員。

委員（永安 文男 君）

この判明したという、今、報告、お話を受けたんですけれども、私、監査としての立場から、これをどう受け止めていいのかというのが、ちょっと苦慮しているところなんですけれども、いつ、この時点、委員からの指摘があつて分かったというお話ですけれども、いつ分かつて、そして監査、町からの拜命を受けている私に、そういう報告をなぜしなかったかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

委員長（永田 勝美 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

今回の事態が発生、判明いたしましたのは、9月25日の決算審査特別委員会で御質問を受けまして、その後、確認をいたしまして判明したものでございます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

監査委員である永安委員に報告しなかったのはなぜかということについては。

副町長。

副町長（中村 義治 君）

監査委員さんにつきましては、監査を、毎月、例月とかされているかと思うんですけれども、その中で、うちのほうで支出を行っておりませんので、その事実は監査委員さんは分らないと思ひます。

ただ、今回の未支出が分かった9月25日の中で御指摘をいただきまして、その後、先ほども言いましたとおり、総括までに調査をさせていただきたいと、報告をさせていただきたいということでしてございましたけれども、今、監査委員さんから御指摘がありましたとおり、報告を

しなかった点につきましては、もうお詫びしかありません。大変申し訳ございません。

委員長（永田 勝美 君）

永安委員。

委員（永安 文男 君）

私どもの立場としては、4年度の監査をしているわけです。そして、意見書にもいろんな申し上げた要望とか、要望といいますか努めていただきたいこととか、いろんな指摘をしながら、この監査については、一生懸命執行のほうがやられておるということを踏まえて、こういう意見書を提出して、この決算監査に臨んでいるというふうに執行は理解しているんですけども、そこにそういうふうな、今、副町長からの話がありましたように、例月では、私どもも伝票が出てきた中でチェックをすると。そうした中では、やはり把握できないんです、未払いがあるかは。しかし、常々、例月のときにも申し上げた支出に関しては、十分注意をしながら、そういうふうな支出負担行為が起これば支出しなければいけないと。もともと開催すれば、そういうふうなことが出れば、開催したら、当然、支出とかが発生するわけですから、そういうことを、なぜ起こっていたのかと、どうも理解に苦しむわけです。

だから、そういうふうな事務の徹底、いろんな、町長は機構改革等もなされた中で、そして、いろんな職員の認識を持たれた体制をつくっていかれるというふうに伺っておりますので、監査として、やはり、それは当然分からなかった、支出の形態としては分からなかったというのは重々承知しているんですけども、やはり同僚委員からの質問があつて、それが分かった段階では、やはり、こういう事情ですという説明を、この場に時間はあつたんですから、そういうふうなことを、やはり話していただかないと立場がありません。

そういうことを付け加えて、質疑を終わりたいと思います。

委員長（永田 勝美 君）

この件につきましては、いわゆる考えられないという御意見が今ありましたけれども、そのことについて、総務課長、お答えいただけますか。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

ただいま御質疑をいただきました件につきまして、大変申し訳なく思っております。

先ほど、永安委員がおっしゃられたとおり、支出負担行為決議書を上げていけば、少なくとも年度末までには分かったことかと考えておりますので、現在、会議が終わった後に、支出負担行為兼支出命令書で支出をしておりますので、もし、そこを失念してしまうと、今回のようなことがまた発生しかねませんので、先ほども申し上げましたとおり、委員会の開催を行う決裁を受けるときに、支出負担行為決議書を起票するなどして、このようなことが二度と起こらないように対応していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

それでは、質疑を終わりたいと思います。

続きまして、ふるさと応援寄附金の制度改正後の損益分岐点について質疑があつております。企画商工課に対するものです。須藤委員からの質疑でございます。

企画商工課から説明をお願いします。

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

では、御質問の件につきまして、お手元のA3の資料を御覧ください。

まず、（1）の制度内容についてでございますが、令和5年10月からふるさと応援寄附金の制度が変わりまして、それまでは、募集前の経費を寄附額の5割以内に収めなければいけないというルールだったのが、今後はワンストップ特例や寄附金受領に関する費用など、これまで募集後の経費としていたものや、兼任職員の人件費を含めた費用を5割以内に収めなければならなくなりました。

続きまして、（2）で、過去2年間の寄附額を記載しております。

続いて、（3）の制度改正前後の内容を記載しております。

令和4年度の経費を、制度改正前後に当てはめると、令和4年度の寄附額は4,412万1,000円であり、令和5年度に発送を行う令和4年度の定期便を含めた改正前の費用が2,179万2,000円であり49.4%、改正後の制度に合わせた費用が2,445万9,000円で55.4%となり、改正後に当てはめると、令和4年度の経費は約5.4%が超過していることとなります。

また、（4）のほうでは、需用費の内訳を記載しております。

こちらのほう、右から2番目の枠の5割基準対象外経費、③というところが、こちらのほうが制度改正後の追加経費に当たることとなります。

それから、委員御質問の損益分岐点でございますが、（5）の表を御覧ください。

寄附額の約5割を経費として支出し、残りを積立てとしますと、この中の下から2番目の⑥の町民の方が、ふるさと応援寄附金を町外の自治体へ行った額の2倍以上の額を町外の方から寄附していただくと、入ってくる寄附額が出る額を上回ります。

令和3年度は、町外の寄附金が1,183万9,000円の2倍の2,367万8,000円が損益分岐点となります。実際、出る額のほうが多かったということになっております。

それから、令和4年度につきましては、町外への寄附金が1,400万3,000円の2倍、2,800万6,000円が損益分岐点となりまして、結果として、入ってくる寄附額が出る額より1,124万8,000円多くなりました。

それで、令和5年度の状況でございますが、（6）の表を御覧ください。

こちらのほう9月末現在で2,753万円の寄附額となっております。これは制度改正に伴う駆け込みも考えられますが、前年度よりも増額になっております。

また、制度改正後の募集経費の5割基準への対応でございますが、令和4年度で考えますと、約2,400万円程度が超過となります。

こちらにつきましては、返礼品代と郵送費を合わせた経費の見直し、広告方法やカタログ作成等の見直しにより、経費を寄附額の5割以内に抑えます。

町外への寄附額は、今後どのように変動するかは分かりませんが、収支で見て、入ってくる寄附額が出る額を上回るように対応してまいりたいと考えております。

説明のほうは以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

説明が終わりました。

須藤委員、いかがでしょうか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

この表が正としてお尋ねしていきますけども、兼業職員の人件費が15万円ということは、この人がふるさと納税の事務を一人でやっておることかね。ほかの職員さんも、今、課長さんが説明なさったように携わることもあるけん、果たして一人でできるのかなという、今度は逆に

疑問が残ります。

それと、あと6番目とあれを見ますと、大体4年度の収支の4,400万円ぐらいあれば1,100万円の実収支になるという計算でいいのか、1,100万円引いた場合は三千ちょっとでいいから、そういう考えでいかれるのか、今から、まあ、内部協議はどうなっているか分かりませんが、大々的にやっていくのか、この程度で抑えていくのか。

町内の皆さんがした場合、税収が減るから、そこら辺の考え方は整理はなさっているんですか。

委員長（永田 勝美 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

こちらのほう、まず、最初の兼任職員の仕事の内容でございますが、こちらのほう、今、兼任職員さんに、兼任職員の事業で行っている分に関しましては、受領書の発行、ワンストップ特例申請の書類の送付、あと問合せ対応となっております。

それから、大体の事務の内容は、業者のほうに運営委託費用とかをお支払いしておりますので、こちらの表でございますと、ふるさと納税管理システム保守料でございますが、ふるさと納税運営業務委託料、こちらのほうで、大体事務のほうをしていただいておりますので、こちらのほう、私たちも対応は、ところどころでされますが、大体こちらの費用のほうで対応できるのではないかと考えております。

それから先ほどの、今後のどういうふうな対応をしていくのかということでございますが、金額のほうは、こちらのほうは以前より伸びてはおりますが、金額としてはまだまだ少ないとは思っております。

今後、返礼品の新規開拓、事業所の新規開拓や、定期便などの寄附額等、それから、新しいポータルサイトとかの利用とかを図りながら、寄附額を増やしていってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、いかがでしょうか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

今、言われた業者に依頼している分というのは、この（3）の中が一番上の、令和4年ふるさと納税5割ルール内経費の中で、委託料などは入っているということになるんですか。ほとんどこれが占めているわけですか。

委員長（永田 勝美 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

こちらのほう、表のほうの（4）を御覧ください。

こちらのほうで、ふるさと納税の運営委託料というのが、委託料の表の中の上から3番目にございます。こちらのほうが大体、運用をしていただいているような形になりますので、こちらのほうが大体、事務の内容の委託となっております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、この件については以上にしたいと思います。

続きまして、4番の介護特会については、介護保険特別会計でやりたいと思いますので、5番の地域まるごとサロン事業の委託の在り方、事業の組立て等について質疑がっております。多世代包括支援センターに対するものです。阿部委員からの質疑でございますが、多世代包括支援センターから説明をお願いします。

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、阿部委員から御質問がありました分で、決算審査特別委員会資料、多世代包括支援センターの資料に基づき説明させていただきます。

資料をお願いいたします。

表面ですけれども、実施内容や財源措置につきましては、この資料の表面に記載しているとおりでございます。

資料の裏面をお願いいたします。

地域まるごとサロンにかかります経費は、この社会福祉協議会から出ました精算書のとおりであります。

職員の給料、手当、消耗品、印刷製本費——（永田委員長「ちょっと待ってください。ありました。すいません、どうぞ。」）すいません。

地域まるごとサロンにかかります経費は、この精算書のとおりでありまして、職員の給料、手当等、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、事業にかかります食材料費、会場使用料などの助成金になります。

当初、527万円で契約をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業を休止する地域が多かったことから、精算額が400万円となっております。

業務完了の確認といたしましては、この精算書と参加者人数の報告書をもちまして確認をしているところであります。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

質疑の中では、金額が丸いことについても、ちょっと質問があったかなと思うんですが、ここではなかったですか、阿部委員。

しばらく休憩します。

（10時35分 休憩）

（10時40分 再開）

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

頂いた資料では、地域まるごとサロン自体のことを聞いているので、対象経費、この重層的支援体制整備事業への移行準備事業補助金の対象経費ということでは捉えていません。委託事業での経費というのが、どういう部分が対象経費であり、そこが適正に契約がなされて執行されているのかというのを確認したいということですので、対象経費に多世代包括支援センターの人件費って書いてあるのは、これは誤解を招く資料になると思うんで、訂正をしていただきたいとは思いますが。

私、聞かんとする意味が、ちょっと伝わっていなかったのかなと思いますので、休憩の際に言わせていただいたような思いで聞いておりますので。あと、業務委託契約ということであれば、この前期後期の支払いという部分についてと、契約内容がどんなふうになっているのかというのがちょっと理解しがたいので、そこら辺は、再度調整して資料をつくっていただければ、分かるように資料を頂ければと思います。

委員長（永田 勝美 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

誠に申し訳ありませんでした。誤解を招くような資料となっておりましたので、訂正いたしまして、再度提出をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

私の言わんとすることは、事業そのものの是非とか、そういったことではございません。聞きたいのは、会計処理とその契約という部分について、どのようになされているのかをしっかり把握すべきだなというふうに私自身は思ったもので、質疑をしておりますので、その質問の趣旨を理解してからの対応をよろしくお願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

そのほかに質疑ございませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、この件については終わりたいと思います。

続きまして、6番の佐々川河川等水質調査結果における水質の具体的な比較結果について質疑をしております。保険環境課に対する私からの質疑でございます。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、大腸菌の調査項目については、ふん便汚染の状況を把握するためのものになっております。これまでの大腸菌群数では、ふん便に関係のない自然由来の細菌を含んでいたため、正確なふん便汚染の状況というのが把握できておりませんでした。

しかし、近年の分析技術の向上によって、動物由来、人由来の大腸菌数の把握が容易になったため、令和4年4月に環境基準が改正され、本町の河川等水質調査についても、令和4年度

から大腸菌群数から大腸菌数へと調査項目を改めております。

それで、調査結果についてですが、令和3年度以前と令和4年度では、分析した検体が異なるため、単純、又は換算等で比較することはできませんが、状況としましては、令和3年度までの大腸菌群数では、多くの地点で基準値を超過するような結果となっておりますが、令和4年度の大腸菌数では、ほとんどの地点で基準値以下の結果となっていることから、人や動物由来の大腸菌は少なく、ふん便に関係のない自然由来の細菌の影響で、令和3年度までの値は高くなっていたものと考えております。

なお、大腸菌については、田畑への堰、動物のふん尿、家庭の雑排水が影響していると考えられますので、引き続き関係課と連携し、適正な排出処理等を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

説明は分かりましたが、いわゆるふん便汚染以外のものについては、自然由来のものについては懸念されるような問題というのは起きない、要するに人体等にはほとんど影響がないというふうにご考えてよろしいのか。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

一応、委託いたしました分析官のほうにも確認をしておりますが、環境基準値を超えている値についても、そう大きく超えている値とはなっておりませんので、特に問題がないということで伺っております。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに関連した質疑はございますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、質疑を終わりたいと思います。

続きまして、し尿・汚泥処理量の経年比較について質疑がっております。保険環境課に対するものです。私からの質疑でございます。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

令和4年度におけるし尿、浄化槽汚泥の処分量は、前年度と比較して479トンの減となっております。

これは、令和2年度から令和3年度に、下水道へ接続統合した農業集落排水施設の汚泥324トンの処分が令和3年度にあったため、令和4年度、この分が皆減となっておりますので、大幅な減となっております。

この農業集落排水施設分の汚泥処理を除いた近年の状況としましては、し尿については減少傾向、浄化槽汚泥は、横ばいからやや減少傾向ということで推移しております。

減少の要因としましては、下水道への接続移行や転居転出があるというふうにご考えており、今後もこのような傾向は、緩やかに継続していくものというふうにご考えております。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

私のほうから追加の質疑はありません。
ほかに、関連しての質問はありますか。

（「なし。」の声あり）

なければ、次に行きたいと思います。

続きまして、クリーンセンターの維持管理経費の全体的な傾向についての質疑があります。
保険環境課に対するものです。私からの質疑でございます。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

令和4年度の塵芥処理費の決算については、前年度と比較して、約520万円の増となっております。

この概要としましては、施設の運転、維持管理に係る部分では、需用費約3,070万円の減や委託料880万円の減など、大幅な減となった部分もございましたが、基幹的改良工事の着工に伴う事業費、工事請負費の4,334万円がございますが、こちらのほうが大きく増額となったことで、全体では、やや増額となった決算となっております。

また、今後の見通しについてですが、御承知のとおり、現在も令和7年4月の供用開始に向けて基幹的設備改良工事を進めている最中であり、令和5年度、6年度においても、この基幹的改良工事に係る事業費が多額になることを見込んでおります。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

クリーンセンターの維持管理経費については、当初のいわゆる長寿命化の予算の中には、そういったものも含まれていたのですか。

維持管理経費が増加するというので、当初（聞き取り不能）長寿命化の工事をするというので、30億円余りの契約をしましたよね。その中には含まれていなかったものということで理解したらいいですか。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

維持管理の経費については、減に働いていくというふうに考えております。

委員長（永田 勝美 君）

いや、先ほどの説明だと、減になったものもあるけれども、工事関連のものが増えて、全体としてはプラスになったと。今後もそういう傾向が続くというふうにおっしゃられたでしょう。そしたら、これからも増えるのかと。そういったものというのは見込みの中に入っていたのかということについて。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

説明が分かりにくく申し訳ございません。基幹的改良工事の事業費、工事請負費ですとか設計施工監理ということで事業を行っております。その長寿命化の基幹的改良工事の事業費というのが、4、5、6と大きくなるということで見込んでいます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

分かりました。

ほかに、関連しての御質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、ここで暫時休憩したいと思います。11時まで休憩します。

（10時50分 休憩）

（11時05分 再開）

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、企業会計を含め役場全体として適正な人員配置となっているのか、今後の対応も含めて質疑がっております。質疑としては水道課に対するものです。阿部委員からの質疑でございます。

町長から説明をお願いします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

適正な人員配置ということでございますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

企業会計というのが、先ほどから委員がおっしゃるように大変一般会計と違いまして、民間企業と同じような複式簿記と言われる経理で行うということで、加えまして収益的収支と資本的収支という、いわゆる3条予算と4条の予算につけて経理を行っているということで、損益だけではなくて、補填財源の管理も行いながら、企業としての会計全体をみていかなければならないということで、特殊な知識が必要となるということで私どもも認識しているところでございます。その知識の習得というのは、やはり長い時間がかかるわけで、相当な期間がかかるということでもありますし、知識のほかにも処理方法などの継承をしていくことも大変非常に重要であるということで、相当な時間が必要になるということは分かっていますので、今後こうした継承のした人員配置というのも考えていかなければならないということでございます。

ただ、企業会計に限ったことではございませんが、どの業務においても、やはり処理方法とか継承のほうが大切でございますので、特に継承の重要な高い部署はほかにもございますが、こうした部署を含めて、やはりなかなか職員が途中で退職する人もいらっしゃいますし、限られた職員の中でなかなか難しいことではございますけど、私としましても、この企業会計についての人員配置についても、適正な人員配置というのを考えて行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委 員（阿部 豊 君）

おっしゃられていることは、御無理ごもつともで、結局実態がそうっていないということ

であえて言わせていただいている次第です。現状、水道課が企業会計を担われていると、課長はじめ優秀なスタッフを配置されて、現状うまく運営されているというのは拝見して認識しております。とはいえ、ある種個人負担、また、職員の育成、段階的な年齢階層ということを考えてときに、現状、課長が事務方で詳しいというような状況で、何とか若手の事務職員の育成に努められているというふうには認識しているんですけど、今後この課長が変わるとか、課長の異動にも支障が出る、職員の異動にも支障が出る、やはり複数の主の担当、副担当というような、管理職以外の非管理職の職員の配置についても、そこを複数ないと人事異動もままならないと思うんです。突発的な退職というのが、そういった部分にも起因しているのではないかなというふうにも推察するものですから、特に、今回企業会計ということで、企業会計の事務ということで申し上げさせていただきましたが、全体的な負担を、なぜ企業会計にというのが、ちょっと今回合点がいかなかったというようなことで言わせていただいております。もう早急な人員配置、適正な人員配置、今、減ですよ、企業会計が。それは元に戻していただけるものを再確認しておきたいと思います。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

4月にまた新入職員が入ると思いますので、その中で、人事異動の中で、適正配置については考えたいと思っていますのでよろしくお願いします。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委 員（阿部 豊 君）

最後に意見として提案をしておきたいと思います。内示等がある際には、今回のいきさつは、結局、足元の現場が、上層部が見えていないのもある種一つあるんじゃないかというふうに推察します。私の思い込みかもしれませんが、内示等で人事案を作られる前に、関係各課の課長さんに全体を相談して、よりよい組織づくりをしていただきたいというふうに意見として申し上げさせていただきたいと思います。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに関連した御意見ありますか。質疑等ありましたら。

（「なし。」の声あり）

それでは、この件について終わりたいと思います。

続きまして、農業体験施設の活性化における検証委員会の評価を踏まえた費用対効果について質疑がっております。

農林水産課に対するものです。阿部委員からの質疑でございます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この体験施設も昭和61年に学童を対象にしました学童農園ということで開設したわけですが、一般の利用の拡大を図るために、平成23年に、産炭地域の交付金を利用しながら施

設の改修を行ったわけでございますけど、そういうことで農業体験施設ということで移行しまして、現在に至っているわけでございます。

利用人数につきましては、コロナ前の水準には回復しておらず、検証委員会においても活性化事業の見直しを評価されているわけでございます。現在の農業体験施設の事業としましては、町内の保育所とか学校体験農園活動とか、子どものスポーツ合宿とか一般の方のキャンプ利用とか、施設の維持管理が主なものでございますけど、これらに対応するため年間1,800万円程度が必要になるということで、当該費用の内訳が、会計年度職員5名分の人件費が1,200万円、それから施設の維持管理が600万円でございます。このような施設の収益性を考えるとなかなか厳しいということで、経費削減を行った必要最低限の費用で事業運営を行っている現状でございます。

なお、委員の質問の費用対効果の件につきましては、なかなか厳しいわけでございまして、当施設は、平成23年度の改修後11年が経過しております。体験施設本館の床材とか、それからキュービクルなどの電気設備の修理が必要な箇所が発生しております。改修必要な予算が物すごく多額の面を要するということと、それから今、効果の面を考えると、今大変厳しい状況ということで、運営状況になるということで、やはり当施設の設置条例に基づきます事業の振興、農業の振興の点を考えますと、農業の後継者対策ということで考慮した事業とか、住民ニーズに合った施設の利用というのも考えていく必要があるのではないかとということで、今どうするのかというのは、やはりもう少し検討させてもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

この課題はもう何年じゃないと思うんです。で、また検討と、答えは出ずと。

まず、問題意識の点で言わせていただきます。検証委員会は見直しと評価されているんです。にも関わらず、現場の判定がA判定なんです。こういう課題、問題意識が希薄になっていないかと。検証委員会、見直しですよ。でも全部の評価をされたのか、原課がしているのか、Aってなっているんです。問題なしと。もうそこが問題じゃないかと。もう問題意識が希薄になっていると。

抜本的な見直しをすべきではないかというふうに私は思います。費用対効果も出ていないと町長答弁あったじゃないですか。施設も老朽化。もう抜本的な見直しをするか、民間活力を活かしてという部分で言えば委託もありますよね、それこそ。

そういった部分で、もう早急に検討をする課題ではないかと思っておりますので、検討、検討とおっしゃられました、いつ頃までに検討結果は出るのか再度お示しいただければと。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

これは、今、阿部委員がおっしゃったように農業体験施設というのは、ずっとどうするのかという課題があるわけでございます。前も民間施設にどうなのかということで、一応見てもらった経過もあるわけでございますけど、なかなか受け手もないということと、それから老朽化をしているということが問題があるわけでございまして、町としまして今後どうするのかというのは、早急に検討させていただきたいと思っております。そういうことで、よろしくお願い

申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）
阿部委員。

委員（阿部 豊 君）
時期の回答もしていただけないというような状況にあると。別のところで、行政用語の「検討します。」は「しません。」というふうに捉えろと言われた部分もあったんで、だから、期限はいつまでにされるのかというのを再確認しましたけれども、それでも答えが出ないという実情だということで認識いたしました。

委員長（永田 勝美 君）
早急な検討を求める御意見でございました。
そのほかに。関連する質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは質疑を終わります。
続きまして、住宅管理費の特別会計化への取組状況について質疑がっております。建設課に対するものです。須藤委員からの質疑でございます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）
須藤委員のほうから特別会計化について、実態を明らかにすべきではないかということで御質問がっております。
長崎県内の全体で公営住宅特別会計の設置状況について調査をいたしましたところ、佐世保市は特別会計を設置しておられましたが、ほかの他市町については、まだ特別会計は検討していないという回答でございました。本町も現段階ではまだ、特別会計の設置というのは考えていないわけでございますけど、町としてそういう検討が出てくる場合があると思いますので、町としましても研究をしてやっていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）
追加質疑をお受けいたします。
須藤委員、いかがですか。
須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）
毎回、一般質問でもお尋ねしているんですけども、町として住宅政策はどうあるべきかって考えよるもんですからお尋ねしているんですけども、今のところは考えていないっておっしゃったんですけども、考えていただきたいと私は思っているもんですから質問しているんですけど。
御存じのように、やはり莫大な投資して外壁塗装とかいろいろなさっていますけど、その団地として幾らかかっているのかって、私は明確に分からないもんですから、住宅しおりとかそれを見ても、やはり団地ごとにどのくらいの投資とコストがかかっているのか。やはり特別会

計か企業会計にして、はっきりすべきじゃないかと考えているものですからお尋ねしているんですけども。そのほうがはっきり分かるんじゃないかと思うんです。

起債の償還については、それぞれ今工事を発注なさっていますけど、また起債を借りてやるとか、その団地ごとに幾らの投資をして財産状況がどうなのかというのを、やはり地方公会計ができましたから、そこら辺を見て計算をしながら行政事務を進めていただきたいと思って質問していくんですけども。あとの問題はあとの問題でいいですか。建替計画とかそれはあとで聞いていいんですか。あとでですね。

そしたらやはり特別会計にすれば、はっきり分かるわけですたいね。住宅使用料が団地ごとに幾ら入って、そこに維持管理費の修繕がどのくらいかかっているか、起債が幾ら投じられとるか。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、次の12、13等についても関連する内容かと思しますので、12、13もお答えいただいた上で、その上でまたやりましょう。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

そうですね。はい、お願いします。

委員長（永田 勝美 君）

それでは続けて、公営住宅の役割についての質疑、それから、整備計画の進捗状況についても質疑がっておりますので、その番号でいきますと11番、12番、13番に関わってお答えをいただけますか。

町長。

町長（古庄 剛 君）

まず、先ほどお話がありまして、公営住宅の特別会計というのはなぜ設置しないのかということで、須藤委員のほうからお話があったわけでございます。先ほど、公営住宅は確かに特別会計を、それ自体が団地ごとに会計が明確になるということは我々も分かっていますけど、家賃収入をして運営を行っていますので、財政管理が一元化されるということは大変いいことだし、円滑な運営と経理の適正を図ることが期待できるわけでございますけど、一般会計で運営を行っている本町におきましても、予算の段階から決算まで、住宅の事業については費用を整理しながら、円滑な運営というのは、その経理で適正に図られているのではないかと我々は思っていますので、現時点では特別会計の設置というのは考えていなかったということで、先ほど答弁したわけでございます。

それから、もう一つは、公営住宅の建替整備計画の進捗状況ということでお話がありました。公営住宅の建替については、耐用年数を経過した老朽化が進んでいる牧崎団地、それから岡池、里山、里山第二団地について、長寿命化計画の令和3年度から令和12年度の間に現地建替え集約をするということで、また用途廃止についても、今、決定しながら取り組むこととしておるわけでございます。

平成30年には、建替計画について牧崎団地に高層の住宅を建築し、周辺団地を集約していく等の少し具体的な内容が説明した経過もございしますが、町の四大事業を進めるために、財源調整を今行っておりまして、町営住宅の建替計画も遅れているということで大変申し訳なく思っているところでございますので、今後、それが終われば早急に取組をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

町営住宅の役割についての質疑もあっておりますので、あわせて一緒に答えてください。

そこは建設課長からいいですか。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

御質問の公営住宅の役割と考えはいかんという御質問なんですけれども、町営住宅の役割についてですけれども、公営住宅法では、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定義されております。

本町におきましては、公営住宅は、特別公共賃貸住宅も含めまして73棟568戸あり、この法律の目的のとおり、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するものとして、大きな役割を果たしていると考えておるところでございます。しかしながら、中には老朽化が進んでいる建物もありますので、長寿命化計画に沿って、現在維持管理等を進めているところでございます。

また、長崎県内において住宅に住む一般世帯の中で、公営住宅の割合が11.5%となっており、県内で最も高い割合となっている状況にもあります。今後は維持管理していく建物、管理戸数の最適性を十分見極めながら、公営住宅の管理を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

11番から13番について答弁がありました。

まず、須藤委員から。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

御丁寧な法律の説明ありがとうございました。それは分かっていますから。

やはり団地ごとのコストが幾らかかっているのかがよく把握せんと、今からその低廉な家賃といっても、今民間でも住宅はあるかどうかですね、近傍に。住宅政策ですから。住宅はたくさんあって、民間で賃貸はそっちに移ってもらうとか、そういうのを考えていただきたいなと私思っているものですから。

それから、収入超過者などはおられるんですか、高額所得者は。やはりそういう人についてはそちらに移ってもらうとかしていただかんと。本来的な低所得者に対しての入るのが少なくなるわけですね、希望者があっても。

今先ほど、日頃から何をなさつとるのかなと思って、検討するのはいいんですけど、研究も結構ですけど、どの分野までそういうのなさつとるのかっていうのがちょっと疑問であるものですから。町長も先ほど令和3年から12年度と言われたんですが、今どの段階まで調査とかなさっているのか。四大事業と言われましたけど。最後の四大事業の給食等はあとで質問しますけど、全然、やはり私は考えとらんものですから。どのように住宅を建替えをしようかと思うとらすとか、そこらへんをどこまで進んでいるのか、建替えについて。言葉では分かりますけど、何年度から住宅整備計画でいくと言われたんですけど、前からお尋ねしているものですから。一遍にできんとですよ。用途を廃止したり、建替計画はすごいエネルギーがあるんです。早くから取りかからんと。先送りしたって一緒ですよ。岸田さんは先送りが得意で今、こども家庭庁でいろいろしよらすですけど、お金持たっさんですよ。今各自治体によってこども家庭庁がいろいろしよらすですけど。

それは別の話ですけども、具体的にこの間の一般質問では、課長さんは何もしてませんって言われたんですけど、本当にそれでいいのかなと私は思うとるもんですから、町長も考えてないって言わすけん、それでいいのかなと思って。次の時代の人が取り掛かったとき、そういうところできるのかなとも心配しているもんですから。せめてここまではしとかんと間に合わないという計画スケジュールは持つべきじゃないかと思うもんですから。

どがんでしょうかね、建物とか土地とか、せっかく地方公会計がなったから、資産はどのくらいなのか、起債とあれでどのくらいのパーパーいっとるか、そういうせめて、試算は担当課ですべきじゃないかと思うんです、事業。学校もそうですよ、あとで一緒に言いますけども。管理している建物は幾らかぐらいは、台帳整備どこでしているか知らんですけど、固定資産台帳がありますから、抜き出して整備すれば分かるじゃないですか。どのくらいのコストと人件費がかかっているのか管理費用で、余ったのを一般財源等にするのは、これは税財政課から資料をもらいましたから。そしたらその分が幾らに流れているのか。そこら辺がはっきり整理すべきじゃないかなと思ってはいるんですけど、今後はやっぱり取り組む姿勢はまだないですか、町長。辞めれば町長はよかでしょうけど、あとの人が大変ですよ、担当課長が。また、新しい庁舎が出るから座ってみようかなと思えばそれで結構ですけど。そこら辺についてのやはり一歩前進してもらわんとちょっと困るんです。先送りする課題じゃないと私は思っているもんですから質問しています。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

現時点での建替えの進捗状況でございますけれども、対象と取りかかる期間までは計画しておりますけれども、これまでお示ししてきた建替えの計画を案として持ちつつ、その他具体的な内容につきましては、人口世帯数の動向やハザードエリアの状況を踏まえて、公営住宅の需要性の見通しを十分研究しながら、計画時に実行に当たりまして、議会の皆様へ十分説明を行いながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、建替えにより集約される団地につきましては、入居者の住替えが必要となってきますので、御理解と御協力を得られるように事前に説明会を実施するなど、努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

よろしく願いできんから質問しよっとです。まず計画を立てて、地元の入居者に説明に行かんばとでしよう。どうなっていくのかっていう、入居者は。ひょっとしたら建替えを希望してないかも分かんらんとです。計画時点はこうだったけど、現時点の人がもう高齢化になって、建て替えてよかってなった場合は、役場として政策としてせんばかも分かんらんと、せんでよかかも分かんらんなら、そこら辺の判断を早くしないと。

まず、どがんですかね。入居者に聞かんば。いや、うちはもうそがんで建て替えてよかって言われた場合に、政策として住宅は建てんって決めれば、民間住宅で足るとか、そういうのは早く調査しとかんばいかなのではないかなと私は思うもんですから質問しよったんです。

団地ごとに、そんならどのくらいのコストがかかるとるのか、1戸当たり幾らのあるのか、そういうのは財務固定資産台帳からできるでしょ。そういうのを作る気はないんですか。今、

担当者は1人っていう何か予算ではなつとるんですけど。取りかかるなら2人担当してせんばかも分からんし、どうなんですか、町長。やる気はあるんですか、この計画見とって。あと2年弱しかないんですけど。ここまでは進みましたってぐらい言うてもらわんと。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

先ほどの特別会計の件でございます。特別会計を設置しているところもやめたところもあるわけです。なかなか今、須藤委員がおっしゃるとおり、公営住宅というのは、全体に新しい住宅だけじゃなくて、古い住宅もあるわけでございます。毎年の維持管理というのがかかって、どれくらいの住宅収入で賄うことができるかという場合、特別会計にした場合、やはり大規模改修とかすれば、やはり町営住宅の使用料だけでは、対応できなくなるんじゃないかとあるわけです。

その中で出てくるわけでございますので、一般会計に頼らざるを得ないという状況も出てくるのではないかとということで、やはり特別会計というのは、そこについてもう少し、公営住宅の業務にかかる人件費を計上するとかいろいろあるわけでございますので、厳しくなることが予想されるため、やはり特別会計というのがなかなかできない。

ただ、先ほど申されましたように、今現在で、各団地でどれくらいかかっている、どれくらいの修理代、それから耐用年数がどれくらいあって幾ら収益があって、どれくらいの修理代を出しているというのは、団地別に分かると思いますので、これはお示しはできると思っていますので、よろしく願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

町長ができるって言われたけん、作ってくださいよ、次の決算でも結構です。

団地ごとに管理費が幾らかかっているのか、ほとんど老朽した家屋は、手をつけてないんじゃないかなと私は思うもんですから。住宅使用料はどこに飛んでいるのかなと思って、ほかに使っているのかなと思って心配しているもんですから。管理費、維持補修費、減価償却費、起債をしたときは支払利息ですか。行政コストが幾ら団地ごとにかかるとのか言いよとです。それを見ないと全体は見えてこない。

あとは、使用料が団地ごとにどのくらいかかっているのか、補助をもらって改修を幾らしたとか、それを収入で見て比較していくわけですかね。団地ごと作れば見えてくるんです。

あとは貸借対照表、さっき言った建物の価値とか評価しているはずですから、それと土地が幾らかを出して。あと負債が町債とか幾らかかる、これも比較すればバランスシートができていきますから。全部資料はあるはずですから。次回から結構です。折を見て委員会などを通じて出すようにしてください。

委員長（永田 勝美 君）

税財政課長、そういった関連の資料というのは準備できるんですか。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

維持管理費というのがちょっとこちらでは団地ごとで把握できているのかどうかという、毎年度の修繕料を団地ごとで把握しているのかというのはこちらでは分からないんですけども、起債の償還であったり、減価償却費というのはこちらのほうで把握はできておるとい状況です。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長、あとは実務の問題ですので、可能かどうか、やる気があるかどうかも含めて。須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

維持補修費で出したい、修繕料で、団地ごとに分かるでしょうが。すぐ出るはずやけん。あとそれだけじゃなかと。

委員長（永田 勝美 君）

暫時休憩します。

（11時39分 休憩）

（11時41分 再開）

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまの質疑については、質疑というか質問の内容については、一応質疑についてはこれで終了したいと思います。質問については、質問の趣旨を踏まえて、各課で、担当課で適切にお答えいただくということで、所管委員会なり、あるいは議会全体に報告をしていただくということで、時期については、可能な限り早急にということで確認してよろしいですか。

（「はい。」の声あり）

じゃあ、そのように取り扱いたと思います。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

すみません。私、10番の質疑の際に、原課がA判定という発言をしました。すみません。私が失念しておりました。よく見たらC判定で、課題が多く業務の大幅な見直しが必要と、現場の認識もちゃんとされているということで、私の発言が誤りでしたので、その分は取り下げさせていただきますと思います。

ただ、昨年からの見直し内容はないというふうな委員会の内容を私が誤解して、現場が理解していないという。現場も理解していると、で、昨年からの見直しがないという、町長の発言も検討、前進しないというような状況ですので、それは頑張っていたきたいということで、訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（永田 勝美 君）

じゃあ、そのように訂正させていただきます。

それでは、住宅関連の町営住宅関連の御質問について、ほかに関連する御質問、御意見等々も含めて結構ですので、質疑ありましたらどうぞ。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

佐々町は、住民、人口に対して、公営住宅が非常に多いというふうなふうに伺っております。そういった中で、先ほど先輩委員もおっしゃられましたけども、業務の過多もあるんじゃないかなと思うんですよ。そういったことを考えるときに、他の自治体は、公営住宅の管理を指定管理者制度を導入して、その業務にたけた不動産事業者等々に委託をしているというふうな部分も散見されております。そういったことも、検討すべきではないかというふうに私考えますが、町長の考えはどのようにお思いになっていらっしゃるのかを確認しておきたい。

委員長（永田 勝美 君）

指定管理者についてどのように考えているか、制度等。

副町長。

副町長（中村 義治 君）

今、阿部委員のほうから御指摘がありましたけれども、今までその部分については研究したことがありませんでしたので、今、指摘等をいただきましたので、今後検討させていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

特別職が検討するという発言をいただきましたので、先輩委員は特別会計化という意見もおっしゃられています。それも含めて検討して、民間の力を借りる部分は、借りてから行ったほうが、円滑な業務につながる部分もあろうかと思えます。研究をしていただきたいというふうに意見として申し上げたいと思えます。

委員長（永田 勝美 君）

ほかにございませんか。

それでは、11番から13番までの質問について、質疑については終わります。

暫時休憩します。

（11時46分 休憩）

（11時47分 再開）

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで休憩に入って、午後1時から再開したいと思います。

（「異議なし。」の声あり）

(11時48分 休憩)

(13時00分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、学校給食物価高騰対策事業費補助金について、ほか6点ほど質疑がっております。資料で言いますと、番号の14番から19番までですけれども、これについて教育委員会に対するもので、資料の説明がありますので、須藤委員からの質疑でございます。

それぞれの内容について、教育委員会から説明をお願いいたします。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、教育委員会資料のほうをお手元のほうをお願いいたします。

こちらのほうで説明をさせていただきます。

1ページでございます。学校給食物価高騰対策事業費補助金について、小中学校ごとの補助対象者及び補助金の額の状況ということでございます。

1ページでございます。

まず、上段のほうから、佐々小学校補助対象者、こちらは児童生徒分のみになります。404人、補助金63万8,000円です。給食費の1食単価、物価高騰前が240円でございます。それから物価高騰後8月から3月ですが、平均で252.84円ということで12.84円の増と、高騰率が5.35%ということになります。

次に、口石小学校が597人、補助額が103万5,000円です。こちらは14.05円の増ということで5.85%の高騰率でございます。

次に、佐々中学校です。409人、補助金額が70万5,000円です。こちらは給食費1食単価が高騰前で290円になりますので、高騰後は304.49円ということで14.49円の増と、高騰率が5%となっております。

次のページをお願いいたします。

こちらが就学援助費の対象者の状況でございます。上の段の表の右側になります4年度末の数字になりますが、佐々小学校で61人、口石小学校で78人、佐々中学校で65人、合計204人ということで、割合的には14.6%になります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

給食費会計の決算の状況でございます。3ページは、佐々小学校分です。収入の合計が2,212万7,189円、支出合計が2,056万9,795円ということで155万7,394円、こちらが繰越しとなります。ですが、下に手書きで書かせていただいております、学校給食費の物価高騰対策事業費補助金の返還分が入っておりません。5月に返還をしておりますので99万1,000円です。ですので、実際の次年度の繰越しということでは56万6,394円ということになります。決算を4月で、返還を5月でしておりますので、比較しやすいようにということで、手書きで書かせていただいております。

次の4ページ目をお願いいたします。

口石小学校分です。収入合計が3,199万3,987円、支出合計が3,120万6,946円です。繰越額が78万7,041円。口石小学校は6月で決算をしておりますので、物価高騰対策の補助金の返還分を算入できておりますので、そのままの数字が繰越しとなるものでございます。

5ページ目をお願いいたします。

中学校の分です。収入の合計が2,603万4,875円、支出の合計が2,441万8,624円、繰越額が161万6,251円です。こちらのほうも物価高騰の補助金の返還を算入できておりませんので、126万

7,000円を差し引いた34万9,251円が実際の繰越しとなるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

こちらが学校ごとの未納者の状況でございます。佐々小学校がゼロ人、口石小学校が1人、金額が5,280円です。佐々中学校が7人、金額が12万4,000円、合計で8人、12万9,280円になります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

こちらが給食用物資納入業者ごとの品目と金額になります。一番上が佐々小学校分になります。業者名・金額・品目のほうは、こちらのほうに書かせていただいております。合計で2,047万1,729円支払いをしておるところでございます。

中段が口石小学校です。合計で2,973万6,350円の支払いをしておるところです。

最後が佐々中学校になります。2,426万138円、こちらのほうを支出をしているところがございます。

続きまして、次の8ページをお願いいたします。

給食の児童生徒以外の給食の提供のありなしということでございまして、生徒以外ということで教職員、それからその他の会計年度任用職員のほうが給食のほうの提供を受けております。佐々小学校で合計で42人、口石小学校で50人、佐々中学校で43人、合計で135人ということで提供のほうを受けているというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

14番から19番までの項目について説明をしていただきました。

ここで、追加質疑をお受けしたいと思います。

須藤委員からありますか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

今、8ページまでの説明を受けたんですけど、もう一つ、受益者負担についての考えは説明がなかったんですけど。

委員長（永田 勝美 君）

それは20番、一番最後に、次にやります。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

失礼しました。それでは順を追って質問いたします。

1ページの補助金の状況ですけど、合計が237万8,000円は決算と合っていますから、ここは確認できました。

物価高騰後の8月から3月までの分については、主食分も副食分も合わせてそうなのかどうか、それに対しての補助だったのかどうか。

補助対象者に、先生とかその他の関係者のあれは見ていないのかどうか。見なかった理由を。それから2ページ、内容は分かりました。

あと、生活扶助関係の分は分かれば何名おられるのかっていうのを分かっておれば。ここは準要保護関係と要保護関係だけですので。あと、生活保護法に基づく生活扶助ですね、給食費の分の何名おられるのかお尋ねします。

3ページ。3、4、5、全体的に見て、先ほど説明があったんですけども、次年度繰越しで

手書きしてあるんですけど、事務局のほうで、事務局はないですけど、教育委員会のほうで訂正なされたのか、こういうのが決算報告書で認められるのかどうか。

最後のほうの説明も同じでありましたけども、佐々中学校についても、先ほどは5月に返還したからこのような結果になったと言われているんですけども、佐々中学校もいつ返還処理を行われたのか。

そして、もう一点は、PTAの総会での報告だろうと思うんですけども、まず最初に、佐々小学校は4月5日、次が6月21日、そして3月30日、通常でしたら、もう春休みに入って給食がないから3月末で整理ができるんじゃないかと、私は考えたもんですから。なぜ、6月やったら総会などは終わるとるんじゃないかと思って。これは保護者に対して出す書類じゃなかったのかなと思うもんですから、そこら辺の処理の仕方。

それから、各3校とも様式がバラバラで比較できない、私にとっては。今のところ町の管理じゃないからいいんですけども、比較できるように作ったらいいんじゃないかと思うんですけども、そこら辺をちょっと聞きたいです。

それから、給食費の会計、給食費の徴収個人台帳、それで管理なされたのかどうか。あとは、そこに2割か何割か激減緩和とか何かあれがあったですね、町が。そこら辺台帳に記録してあるのかどうか。児童生徒の個人的の記録はあるのかどうか。学校給食費の負担軽減事業の補助金も別途出ていると思うんですけど、そういう事項も個人徴収台帳に整理なされたのかどうか。

そして、6番目、給食費の未納状況。これは今のところ私会計で、学校長に教育委員会と話されて向こうで管理、事務を、契約か何かでなるとるのか、校長先生の学校事務の範ちゅうでこれをするようになとるのか。本来であれば、町が保護者から徴収するのが給食費だろうと私は考えとるもんですから、あとで申し上げますけど、公会計で給食費の予算を予算化すべきじゃないかと思うもんですから、そこら辺を聞いておきます。

それで、この取れなかった分については、本来は私債権、住宅使用料とか保育料とか私債権という認識を私は持つとるんですけども、そこら辺の処理はどうなすとるのか。学校の校長先生の個人責任で徴収しとるのか、そこら辺の状況。8人。処理の状況とか今の状況がどうなったのかちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから7ページ、給食会計の全体合計と個人別の振り分けたら、県の給食会のほどが66%でほとんどがこの学校になっているようでございますけども、あとはそれぞれ同じく頼んだ業者もおれば、そこそこの地域で頼んだところもございませう。これは小企業の町内の育成ということで、考慮すればそういうのもあり得るのかなということも考えとるんですけども、これについての契約、それから協定書、その関係のあれは整理できているのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

最後の8ページです。ここに給食提供で給食費は幾ら納めておられるのか。この135名の方の子どもさんたちと同じく1食幾らで入っているのかどうか。本来でしたら、学校の業務の中でされるから、私も公費で支出していいんじゃないかと思うもんですから、そこら辺の実態。これが無償化になると、多分この部分を見らなくちゃいかんごとなるんじゃないかと思とるんですけど、そこら辺の考え方が、第一回目大体そこら辺です。御回答お願いします。

委員長（永田 勝美 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、まず1ページのほうからになりますけど、主食副食を両方とも含まれているのかということもございませう、どちらも含まれてございませう。

それから、補助対象に先生の分を入れていないかということですけど、補助対象として

いますのは、児童生徒分のみということしております。

それから、2ページ目で生活保護者の数字ということですが、2ページの説明が不足しておりまして、下段のほうに要保護人員の表がございます。こちらのほうが生活保護者の数ということになります。

続きまして、3ページの手書きをしているところです。こちらも説明が不足しておりまして申し訳ございません。こちらのほうで手書きをいたしました。あえてちょっと手書きをさせていただいた理由が、口石小学校は、こちらの歳出のほうで、町への補助金の返還分というのがきちっと入れることができておりましたけれど、佐々小学校のほうは、4月で締めたことによって、5月に返還をしたというところがございますので、同じように比較ができるようにという意味で、手書きであえて入れさせていただいたものでございます。

それから、佐々中学校の5ページ目、こちらと同じように5月で返還をしております、こちらのほうもこの決算の報告に入れることができませんでしたので、手書きのほうで分かりやすくするために書かせていただいたものでございます。

様式がばらばらということがございました。こちらについては、学校とも協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、徴収の個人台帳の件ですけれど、個人台帳を作成して管理をしているところです。物価高騰対策だったりとか負担軽減といった補助金のほうがございます。こちらのほうも、まず負担軽減については、こちらのほうは個人台帳のほうに反映をさせて整理をしているところです。

物価高騰の補助金につきましては、こちらは給食費に反映させずに、高騰した分を直接学校のほうに払っておりますので、こちらは個人台帳のほうには載っていないものでございます。

委員長（永田 勝美 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

御質問のありました未納者についてですが、最初は通知を送って督促をしております。次いで、教頭と本課と協力しながら督促の連絡をしておるわけですけれど、結局、未収という形で処理せざるを得ないというところがございます。

特に契約とか協定は結んでおりません。長年の慣行として、それぞれの業者に納入をお願いしているという状況です。

委員長（永田 勝美 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

最後の8ページのほうをお願いいたします。

こちらの35名の給食費についてでございます。生徒と同じように給食費を払っていただいております。自己負担で払ってもらっておるものでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

各小中学校で決算時期が違うというのはどういう理由なのか、統一することができないのかと、そこら辺を含めて。

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

本来であれば、PTA総会が行われる4月の前に締めなければいけないところが、口石の考え方としては、完全に補助金を返還してからという形で、PTA総会以降に保護者に決算書を送付したという形になっております。ほかの2校についてはPTA総会で報告、そして、この中から補助金の返金が出てくるということまで報告をしてあるということでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

あと、質問の中にあった、いわゆる小中学校の給食費の未納については、未納部分は私債権ではないかというお話がありました。その辺りについてはどうですか。

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

徴収業務については、先ほど申しましたように、督促をするというところで終わるとるわけで、やはりいろいろな課題を考えると、私債権としてきちっと督促権がより厳しいといえますか、より強固になる公会計移行を考えていかなければいけないというふうには思っております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

ちょっとゆゆしき問題ですね。本来、未収金については処理せざるを得ないということで公金なんです。町長が納めてくださいという法律のもとに取っているんですよ。それを勝手に学校のサイドで学校長がするっていうのに、校長の業務の範囲に入っているのかどうかっていう、そこら辺ちょっと確認したいんですけど。本来は町が持たなくちゃいかんけど、今まで学校のほうがやりやすいという、どういう話し合いで学校になったのか。でも、今、それ、国がおかしいと改善しようという時期だから、あえて私たちも補助金を何%上がりましたから出ささいと言われたから賛成して出したんです。その実態がどうかというのを分からず賛成したもんですから、今確認を含めて、決算ですからお尋ねして言っているんです。善し悪しは、またあとの機会です。うちサイドに来たときに、今、校長先生の責任でそうやっておられるのかというのをちょっと確認させてください。

それから、学校給食の何とか委員会ってあるんですか。1年間の献立作ってこうしますよって、栄養士さんとか、あれで年間契約、業者選定とか、そういうのは設置してあるわけですか、ないんですか。それが1点。

それから、3ページの決算書それぞれあるんですけども、7ページに総計があります、学校給食関係の。それぞれその差がかなりあるもんですから、それはどういう方に注文なされたのか。

例えば、佐々小学校の支出の部分を見ますと2,056万9,795円、佐々小学校、3ページの分。そして7ページの資料、ここが2,047万1,729円、これ違います。

それから次、口石小学校の4ページ、支出が3,120万6,946円。7ページの口石小学校の関係が2,973万6,350円、これも違います。

それから、5ページの支出の分2,441万8,624円、7ページ、佐々中学校2,426万138円。

ここら辺の差は決算報告したのと、実際に調べて資料が出た業者ごとの金額、品目、この差はまた別に何か支払いしたところがあるのかどうか。どっちがどう多いか分からんですけど、

支出が多くなっていますね、決算書のほうが。そこら辺は何かあれば整合性を今確認しとつとですけど。ざっと見て、そうですね。それでいいです。

委員長（永田 勝美 君）

以上でいいですか。2件ですね。
須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

はい。まだ、ほかの方、見つけてやります。

委員長（永田 勝美 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

給食会計については、文科省の市町村教育委員会からの質問に対する回答の中で、学校で扱うのは構わないということに従って、校長が責任のもと会計をするというふうに解釈しているところですよ。

また、その回答の中で、いわゆる地方自治法、歳入に計上すべきかということについても、文科省の答えは、保護者の負担とする給食費を歳入とする必要はないという回答がっております。これがかなり昔、以前の回答でございますけれど、委員御存じのように、現在は公会計化ということ、文科省は強く進めているところです。

それから、給食の内容等についての検討については、献立委員会というのを3校合同で調理員を中心として開いておるところですよ。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

支出について。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、7ページとまず3ページをお願いいたします。

佐々小学校の7ページ、2,047万1,729円、こちらと3ページの支出合計から返金9万8,066円ございます。こちらのほうを差し引いていただきますと、この2,047万1,729円になるものがございます。

続きまして、7ページと4ページをお願いいたします。

口石小学校の分になりますが、こちら口石小学校の7ページのほうが2,973万6,350円、4ページのほうを見ていただきまして、支出の（1）番と（2）番がございまして。こちら両方を足したものが2,973万6,350円ということになります。

中学校の分を御説明いたします。7ページの中学校の分が2,426万138円。5ページのほうをお願いいたします。支出の合計が2,441万8,624円、それから下の3つ、1学期、2学期、3学期の返金3,000円と4,300円、11万2,486円、こちらのほうを差し引いたものが7ページとの数字と合います、2,426万138円になります。

すみません、各学校で決算の様式のほうがそろっておりませんので、分かりにくかったというふうに思います。申し訳ございません。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

今の差額分については、差し引けば合いますので、それは理解しました。

あと、様式がやはり、一言ですけど、校長先生のサイドですけど、学校事務でしなさいってなっとけばなっとる、せめて今から合わせていただきたいな、これは希望ですけど。

あと、未収金を処理したって言われたけど、その回答について、果たしてそれでいいのかどうか。本来やったら町が徴収するお金なんです。どの部分を学校にして、未収金の処理まではお願していないと私は思うとったんですけど。債権ですから、処理するときは議会の議決があるんです。そう私は認識しておったんですけど、そこら辺の考えは誰か分かった方は答弁してください。

委員長（永田 勝美 君）

暫時休憩します。

（13時31分 休憩）

（13時32分 再開）

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

私の解釈ですけれども、きちんと会計を公会計にすればそういうことになるかと思いますが、現在のところは保護者が負担して、保護者に還元するという形で、私会計ということで整理しておくことで、歳入の扱いもしなくてよいというふうな解釈で、学校PTAで運営しているものというふうに解釈をしております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

私は無理があるんじゃないかと思うんですけど。学校の校長先生に、本来は行政でなくちやいかんけども、学校給食にしたら従来どおり学校長が責任って、前おっしゃったから、全責任で、個人で出して処理されよるのかどうか。果たして処理がそれでいいのかどうか。そして、減った分について、ほかの保護者が出したお金も合算して処理されているということですね。町が出したこの補助金についても処理されたということにならんですか。納めていない分を徴収できなかつたら。そいけん、私債権で、私の会計であっても、未収金についてはできるのは町なんです。町が催促せんばって、私はそう（聞き取り不能）です。私債権であっても。私の考え間違いかも分らんですけど、正しければ何か文献があれば。さっき言った、学校長が差し支えないというのは、昔の行政実例、それは分かっています。そいけん、こればどうしていかってということですよ。

文科省も、それで6割以上が全校していないから。今度無償化にしようとする中で、これを

整理しないとできないっていうのが今やっているものですから。電算システムの改定とか、未収金の問題とか、徴収、報酬、条例化、職員配置、いろんな問題が言われています。それけん早く取りかからないと、2019年からこれは言われてきた問題ですから、もう4年たつとるんです、4年。ある程度までしとかんば、給食センターをつくる段じゃないと私は思っています。その前にしておかないと体制が取れないんじゃないかって。そういうことでいろんな資料で、私自身も給食会計は分からないから、やはり委員が分かるように透明化して、幾らかかっているのかを知りたいということで、一般会計の中に給食費でもよかですけど、給食費でもよかし、賄い材料費代でも、また分けても結構です、分かりやすく。

さっきは献立委員会、何名の方が入っているんですか。献立委員会。学校長がまず責任者ですから、通帳と印鑑はどうなつとるのか。役場会計なんかそうです、チェックしますから。私はそういうスタイルできていますから。一人で一人したらどうなるか分からんけん、通帳と印鑑は別々持つかんば、それを誰が持って支払いしているのかと、契約書に基づいたチェック、検収を。そこら辺までやっているのかどうかっていうのは、公会計の中でチェックしてみらんと分からないと私は思うとるものですから、早くそういうのをさせていただきたいという希望があるものからお尋ねしていったんです。

今回は、そのお金の使い方が正当かどうかで、補助金出していましたけど、取れん人は取れんんですから処理しますっていうとは、それはちょっと理解できないです。

委員長（永田 勝美 君）

答弁がありますか。

須藤委員、よろしいですか、御意見ということで承とっていいですか。

答弁はないそうです。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

分かりました。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

すみません、せっかく頂いた資料で、2ページの準要保護人数、要保護人数と、468ページの準要保護の口石小学校の72名と78名の差、それと、佐々中学校の要保護人数の2ページ4名、468ページは3名となっています。この差がどういったことなのかというのが、成果説明書とちよと数字が違くなって思ったもので。そこで、あとは合っているんですけど。78名と72名、4名と3名の差がちよと合わなかったんで聞きたいということと。

それと、頂いた1ページの学校給食物価高騰対策事業費補助金の237万8,000円は、468ページの補助金額の決算額成果本、237万8,000円で合うんですが、決算で、佐々小学校は99万1,000円返還、口石小学校は135万8,200円返還、佐々中学校は126万7,000円返還、補助金額よりも多い返還額になります。どういうことなのかという意味が分からないんですけど、返還額を上回る補助金額を4年度決算でしとるっていうなら、返還額を次年度返ってくるんだなということで意味は分かるんですけど、補助金額より多い返還額に4年度の決算報告になっているもので理解できない。

委員長（永田 勝美 君）

以上ですか。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

はい。

委員長（永田 勝美 君）

暫時休憩します。

（13時39分 休憩）

（13時57分 再開）

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、本日の資料の2ページをお願いいたします。それから、事業評価シートの468ページをお願いいたします。

まず、本日の資料の2ページのほうで準要保護の人数です。こちらのほうが、口石小学校が78名、それから、事業評価シートの468ページのほうが72名としております。申し訳ございません、78名が正で評価シートのほうが間違っているということになります。申し訳ございません。

それから、本日の2ページのほう、要保護の下の表になります。要保護の佐々中学校のほう、人数が4名、そして評価シートの先ほどの準要保護の左側に要保護の人数がございます。中学校が3名、こちらは評価シートのほうが正しくて、3名のほうが正しいということになります。こちらは資料のほうがそれぞれ間違っておりますので、大変申し訳ございませんでした。修正をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、資料の3ページのほう、本日の資料の3ページのほうになります。例えば、佐々小学校でいきますと99万1,000円返還していると、これがどういうものかということでございます。そちらにつきましては、まず、佐々小学校は、最初に交付決定額ということで162万9,000円の交付決定をしておりました。それから実績を見まして、実績報告で63万8,000円となりまして、精算として99万1,000円戻していただいたということになります。

同じように、口石小学校でいきますと、交付決定額が237万円、実績報告で、資料は口石は4ページになります、交付決定額が237万円、実績報告が103万5,000円ということで、戻していただいたのが133万5,000円戻したということになります。

この4ページのほうで135万8,200円ということで2万3,200円の差がございます。こちらは消費税の追徴金となっております。

続きまして5ページのほうをお願いいたします。中学校の分です。交付決定額が197万2,000円、実績が70万5,000円でしたので、精算ということで126万7,000円戻したということになります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

468ページの先ほどの資料ですけれども、口石小学校の要認定者数は72名が78名に変わると。

金額はどうなりますか。金額出ていますか。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

金額のほうは、こちらの数字で間違いございません。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

事業評価シートについては差し替えていただけますか。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

今回追加資料として、初めて給食会計の決算報告を拝見させていただきました。それと補助金との流れが、一読した感じでは整合性がとれていないという判断をせざるを得ないような状況でしたので、質疑をさせていただいた次第です。やはり我々が見ることができない部分の会計処理だと思いますが、そのところは分かるように統一性を持ってしないと、担当するほうも分からないようになるんじゃないかなというふうに危惧しますので、そこは改めるべきは改めるべきじゃないかなというふうに意見をさせていただきたいと思います。

あわせて、先ほど同僚委員が言われましたが、私は私会計で今までの形でなっとして、我々がなかなか意見を申されない分野だと思うんですけど、それは昔の、先輩委員が言われましたけども、昔のほうで、今、国としても公会計のほうへというふうな方向になっているというように、その動向についても認識しております。であれば、やはり教育委員会がこの会計処理についても介入すべきではないかなと、ある程度。給食センターの問題もありますから、早期に、ある意味、補助金も出しているわけですから介入して。私が思いますに、私会計と言いながら卒業生も出てくる中で、繰越金があるということ自体があるべき姿ではないのではないかなと。精算をしてゼロにすべき会計処理を求められるものではないかなというふうに思いますので、そういった意味合いも込めて、教育委員会の踏み込んだ、寄り添った会計への対応を今後求めていきたいというふうに意見として申し上げたいと思います。

以上。

委員長（永田 勝美 君）

ほかにございますか。

なければ、私のほうから、改めてですけれども。教育長のお話がなかなかよく理解できなかったのは、もう一回確認したいのですけれども、給食費について公会計化するという意思はおありなのか。

それから、意思はあるけれども困難だというふうにおっしゃるのであれば、困難な理由というのを述べていただきたい。

それから、やるという意思がおありになるならば、いつ頃までを目指してやっていきたいというふうにお考えなのか。

以上3点と、それから、これは付随する質問なんですけど、税制が10月1日から変わって、インボイス制度が導入されました。そうすると、それに関連する事務だとかということについては、困難というのは起きていないのだろうかということについても伺いたい。

以上、4点お答えいただきたい。

須藤委員からの公会計化に向けた取組についての質問と別にありますので、そこでお話いただければと。失礼しました。

それでは、次に、資料の20番、学校給食の受益者負担についての考え方はいかにということで、須藤委員からの質疑でございます。

受益者負担のことは今言うたのかな。まだ入っていないやろ。
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

委員御承知のように、学校給食法によって、学校給食の実施に必要な施設設備等については設置者、それ以外の経費、食材については保護者の負担となされているところですが、一方では、文科省は設置者が学校給食を予算に計上し、保護者に補助することを禁じたものではないという見解も示されています。

受益者負担の考え方については、食材費等については、受益者となる保護者の負担の原則を踏まえながら、子育て支援として、自治体はその財源に合わせて補助を行っておるというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

今のところは先ほど教育長おっしゃったように、受益者負担はその他教育に必要な一切の費用の中に入っていますから、市町村長が保護者から徴収するようになっていきます。そういうことで、本来は、元に戻るんですけど、さっき、永田委員長がおっしゃったように、公会計化にする意思はおありなのか。困難となればその理由は何なのかというのをお答え願いたいと思います。

御存じのように2019年から、当初これがなった時に質問をしているんですけども、なかなか進まないもんですから、早く取り入れて、職員を増やしていただいて、いずれにしろ、企業会計的なことを、皆さんの職員さんも議員も一緒ですけど、大変って言われますけども、粘り強く勉強して覚えていかないと、世界全国統一したシステムでいってますから、紙についてもB判からA判に世界全国になってきよるけん、そこら辺からも一緒なんですよ。比較できるように今これ進んでいるもんですから、そこら辺で、さっき言った公会計に向けてのあれを、御解答をお願いしたいんですけど。先ほども言いましたシステムの改修とか、条例の制定とか、さっき言った不納の未収金の処理の方法とか、内部で協議なさって、素案の前の大素案でも結構ですので作られて、早く協議しないと町長の2年後には間に合いませんから、庁舎が入るまでは整備してやりたいなどは思っております。そうしないと給食センターの建築なんてとんでもないと私は言いますから、まずするのは公会計化ですよ。早くしないと。みんなが理解せんと、補助金をやっとするさっきの答弁も、あまり私は納得していませんから、討論の中で態度を表明しますのでお答え願います。

委員長（永田 勝美 君）

すみません、今20番の質疑だったんですが、21番との内容についても須藤委員の質疑ありましたので、21番合わせてお答えいただいて、進めたいと思います。

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

私どもの考え方として述べさせていただきたいと思います。給食費の公会計はやはり会計の

透明性の担保、また、様々な課題を解決するためには必要であろうというふうに考えております。

令和元年7月に文部科学省から、学校給食費徴収管理に関するガイドラインが示されたことを受け、様々な学校給食に関わる課題の解決のためには、公会計化に向けた取組が必要というふうに考えておるところでございます。先ほどいつまでにとのお話がありましたが、様々な条件を考える中で、現段階で給食費の公会計については、総合行政システムの構築が今から三、四年かかると伺っておりますので、その三、四年後の運用開始をめどに取り組んでまいりたいと思っておりますし、委員御指摘のように、課題の洗出しから少し進めていかないといけないだろうと思っております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

2019年に国がガイドラインとか出しましたから、それから4年遅れているんですよ。ですから今から三、四年なら2年間でどの程度できるかと思うととつとですけど、洗出して2年ですから、台帳整備とかして、電算導入ぐらいまではいくのかな。あとデモをして、条例つくって、人員配置がどうなるか、予算化は税財政課として、2年まではシステムの導入までは行くんじゃないかと私は考えております。国のスケジュールを見れば、2年間でそこまで行くようになっていますから、そこまでは頑張っていたいただきたいと思っておりますけど。あと、町長以下、税財政課と協議して、予算確保に向けて誠心誠意、日夜間わず頑張っていたいただければと思いますので、以上。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに、関連しての。

川副委員。

委員（川副 剛 君）

意見なんですけども、給食費はいまだに何十年と変わらず、子どもたちがランドセルに入れて持って行っているんですよ。高額な給食費を。そして、集めるのも先生で、先生の負担も大きいと。早く私会計から公会計にして、公平性な徴収の仕方、口座引き落としとかにするのか、その辺はちょっと検討でしょうけども、公平性を図るべきだと思っておりますので、意見として申し上げておきます。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに。

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

大きな課題ですよ。教育長は定例教育委員会を開催されていると思うんですよ。そしたら、議論のテーブルにこういった問題を上げていただいて、教育委員会の事務局ではなく、教育委員会自体で教育委員さんたちと議論をしていただきたいと。そこが前のめりに議論が進まない現場は動かないと思うんですよ。町長部局と分かれていますから、教育長のやる気を御意見いただければと。

委員長（永田 勝美 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

やる気と申しますか、私も定例教育委員会にやはり諮りながらいろんなことを進めておるわけですけど、部活動の地域移行の課題とか、この給食費の公会計化への考え方とかについても、また御意見いただきながら、進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

議事録公開されておりますので、期待して拝見したいと思っております。

委員長（永田 勝美 君）

ほかにございますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、21番までの質疑を終わりたいと思います。

続きまして、企業誘致受入適地の確保に係る具体的な取り決め方針について質疑がっております。企画商工課に対するものです。平田委員からの質問でございます。

町長、説明をお願いします。

町長（古庄 剛 君）

小浦の工場団地につきましては、大変皆さん方に御迷惑をおかけしているところでございます。

用地買収については、これまで7名の地権者、21.2ヘクタールが買収を完了しております、7名の地権者で4.5ヘクタールがまだ未完了ということになっております。令和4年度で未完了のうち1名のうちの（聞き取り不能）については、用地買収の交渉を行っていますが、交渉の成立までは至っていないということでございます。

委員の指摘の事業評価でございますけど、交渉成立と結果がなかなか出なかったため、低い評価にせざるを得なかったということで、今後の方針としましては、交渉中の1名の方の用地買収が叶えば、おおむね12ヘクタールが一団地と申しますか、空き地になりますので、その点については引き続き交渉を進めていきたいと。それ一団地にして、今後の利用状況についてまた皆さんと協議をしながら、早急に結論を出したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

追加質疑をお受けしたいと思います。

平田委員。

委員（平田 康範 君）

今は、昨年が1名交渉して成約至らなかった。現在、7名の地権者、これ14筆で4.5ヘクター

ルがあると思うんですよ。それで、この1名の方を契約できれば、一団地ということですが、またほかに、例えば、この団地の入り口になるようなところ、これも私有地ですか、民有地があるんじゃないか。そこら辺はどうですか。

委員長（永田 勝美 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

こちらのほう道路の入り口のところですが、こちらのほう、この土地が購入できれば入り口のほうも確保ができるというふうに考えます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

平田委員。

委員（平田 康範 君）

この1名を契約ができれば、団地に道路は確保できるということですか。ただ、この今計画している団地の中に民有地は絶対点在していないんですね。

委員長（永田 勝美 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

先ほど申しました、町長が申しました約12ヘクタールの中には、民有地は存在しません。以上です。

委員長（永田 勝美 君）

平田委員。

委員（平田 康範 君）

じゃあ、これ以前に私2回ほど一般質問させていただいているんですが、まず、町内にお住みの方からこれ契約に入っていくということで、これはほとんど終わっていると思うんです。その後、町外の方、これを進めていくということですが、あと残りの方は全部町外の方ですか、この1名も町外ですか。

委員長（永田 勝美 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

こちらの1名の方は町内の方で、まだ、この6名の方にも町内の方はおられます。以上です。

委員長（永田 勝美 君）

平田委員。

委 員（平田 康範 君）

じゃあ財源的にちょっとお尋ねするんですが、今言いますように、四大事業進めていますよね。財源的に厳しい、果たしてこれが団地造成ができるのかというようなことで私問いただきました。それで、その中でやはり、これ購入してから相当の期間がたっている、いまだに民有地が全て確保できていない、そのような状況の中で、この団地造成ができるのかと。私は、もう民間の力を借りる、そういった方向性を早く決めるべきじゃないかっていうような私個人の考えなんですけども。

実は、この一般質問の中でも、この民間の力を借りるということについては、当時の企画財政課長は答弁の中で、やはり財政的に厳しいと判断した場合は、民間の力も借りて取り組むことも決断しなければいけないというような回答もいただいております。ですから、こちら辺について、今後、次年度に向けての取組については、こういったものも含めた中で検討をされていくのかどうか、あくまでも購入に突っ走るのか、自分で、町で団地造成に入るということで進めていくのか、あるいは民間の力を活用した中에서도したいという両方の考えを持った中で、今後の方針というのはやはり検討していくべきだと思うんですが、町長いかがですか。

委 員 長（永田 勝美 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

とりあえず、まずは今交渉中の用地買収を行いたいと。全体的に活用できるような方向性を取れば、あとは利用方法といいますか、そういう方法についてはやはり民間とかいろいろな考えがたくさんあると思います。その方法で皆さん方と協議をしながらやっていけるのもできるんじゃないかと思えます。とりあえず土地だけは確保したいと。1つの土地で確保したいということを考えているところでございます。

委 員 長（永田 勝美 君）

平田委員、よろしいですか。

関連して質疑はありますか。

阿部委員。

委 員（阿部 豊 君）

私も事業の在り方については同僚委員と同じ考えで、買うのが目的になっていないかと。その先が見通せず行うのは意味がないのではないかというような考えを持っておりますが、今回、決算ですので決算という観点で言わせていただきます。

何度も申し上げているんですけど、土地開発基金に土地で持っているのはおかしいと。一般会計が買い入れて、土地開発基金のほうは基金として、お金として持たせるべきだと。当然のごとく、その決算書に土地開発基金の欄に、土地で買収時の金額を財産調書に載っているというのはおかしい有り様と。それも許されるのも3年間ほどだと思えますよ。他の条例を見ても3年以内に買い入れると、そのときの適正価格で。現状の価格を再度算出して、正規の価格で、現状価格で買い入れるのが会計処理としてあるべき姿というふうに認識しますけども見解を伺いたい。

委 員 長（永田 勝美 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

委員御指摘の部分については、いまだできていないというのが現状でございますけれども、この内部で協議をしておるんですけれども、この残りの、先ほど答弁がありました残り1筆を、できればこの一団という土地にある程度まとまった土地になるというところで、そこをもって土地開発金に繰戻すという方向性で、内部的にはちょっと協議をしておるんですけれども、ちょっとそこがいつの時期になるかというのが、まだ先方もありますので、いつまでというのが今申し上げられないところがございますけれども、残りの1筆でまとまった段階において繰戻しをするという方向性で、今、内部的には協議を行っているところでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

方針というか執行の考え方は、その前に伺っておりますので、それは分かっているんですよ。とはいえ財務処理という観点でいうと、おかしい状況を招いていないかというのを今問っております。期間的な部分については、3年ぐらいが猶予期間ではなかったのかなというふうに考えているんですけれども、そういったこと私の認識が間違えているのであれば正されて結構です。そここのところの答弁を求めたい。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

阿部委員がおっしゃるとおりだとは思っています。しかしながら、先ほど税財政課長が申しましたように、この前、内部で一応話合いをして、早く返還をしなければならぬという意見は出まして、そういうことで先ほど申し上げましたとおり、全体の一団地ができれば、町としては返還をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っています。

委員長（永田 勝美 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

委員おっしゃられるとおり、土地開発基金の条例施行規則では、繰戻し期間は3か年以内とする。ただしやむを得ない理由があると認めるときは期間を延長することができるという規定になっております。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

である状況です。先ほどの答弁もやっぱり土地の買収というのは相手方があって、なかなかこちらが思うような状況に行かないというのも容易に推察もします。であるのであれば、規定どおり3年もう優に経っておると思いますので、評価を再度して、適正な現状単価で一般会計に買戻しを行い、適正な基金の残高を掌握するべきであると思いますので、早期な対応を求め

ておきたいと思います。

委員長（永田 勝美 君）

ほかにございますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、この件について質疑を終わりたいと思います。

続きまして、農産品を通じた交流の拡大における西九州佐世保広域都市圏連携事業でのイベントの実績と、今後のイベントについての協議に係る質疑がっております。農林水産課に対するものです。平田委員からの質疑でございます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

農産物の交流拡大ということで御質問がっております。やはり佐々町としても、なかなか特産品がないということもあるわけでございますけど、農産品を通じた交流拡大というのは、今年度の振り返りました結果としましては、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響もあったということでありまして、この事業に係る直接的な予算執行というのはなかったことから、担当課においてはCの評価をしているところでございます。

1つは西九州させば広域都市圏事業のイベントについてでございますが、令和3年度に引き続き、4年度も「かっちえてアイラブ西九州フェア」というのが開催されまして、本町では企画商工課が対応しているところでございます。

それからまた、農林水産課が対応する連携事業の農産物の特産品販売販路拡大事業につきましては、販売促進フェアということが毎月開催されまして、令和4年度の6月には、日本の食品輸出エキスポが東京のビッグサイトで行われまして、西九州食材としまして、佐々のお茶が紹介されたところでございます。

なお、新年度のイベントの協議につきましては、産地視察の受入れ、それから販売事業等の協議を行っておりまして、本町としましては、現在、苺とか、それからお茶、事業所以外の参加につきましても、生産者にお願いをしていきたいと考えておりまして、特産品の販売についても、やはり力を入れなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

平田委員、追加の質問ございますか。

平田委員。

委 員（平田 康範 君）

ちょっと確認です。令和4年11月18日から19日にかけてイベントが開催されていますよね。そのイベントは本町からの出品状況、それがどうだったのかというのをちょっと確認をさせていただきます。

委員長（永田 勝美 君）

農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（作永 善則 君）

町長から説明がありました分でございますけど、令和4年11月18日、19日の分がかつちえてアイラブ西九州フェアというところでございまして、この分に関しまして、農業関係でいけば佐々のお茶農家さんが参加をさせていただいております。

委員長（永田 勝美 君）

平田委員。

委員（平田 康範 君）

佐々はお茶だけじゃない、イチゴもある、和牛もある、米農家も結構ある、そういったところの参加っていうのはできないんですか、これは。

委員長（永田 勝美 君）

農林水産課長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（作永 善則 君）

現状では、先ほど町長が申しましたとおり、西九州食材という枠組みが連携事業の部分になってくるんですけど、その中で、イチゴとお茶の部分で、お茶農家さんは1件、イチゴにつきましては、ながさき西海農協のいちご部会という単位での参加となっておりますので、正直言えば、佐々では関係があるのが2事業者というところになります。

ただ、せっかくの機会で、事業実績にもあるとおりですけど、なかなかコロナの関係もあって本来の活動ができないという中での対応というところでございますけど、今後は、お茶とイチゴ以外の部分につきましても、生産者の方をお願いをして出品をしていただくことで、販路拡大のほうに担当課としてはつなげていけたらというふうに考えております。よろしくお願ひします。

委員長（永田 勝美 君）

平田委員。

委員（平田 康範 君）

あと1点ちょっと確認です。実は、令和4年11月22日に、西九州させば広域都市圏の協議会の会合がっております。その中で、現在の事業の検証がなされているんですが、その事業が、郷土物産展の開催ということで事業名があります。それで、今後のこの事業については、維持継続ということになってるんです。令和5年度の実績概要ということで、令和6年度以降の展開と、それから市外での実施に向けた展開の協議を行うということになっておるものですから、この令和4年11月22日以降にこういった協議会が開催されたのか、あるいは部会等で協議が進んでいるのかをちょっと確認させてください。

委員長（永田 勝美 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

郷土物産展についてでございますが、本年度も今月末の10月28、29日に開催されます。そちらのほうの協議は今ずっと事前の協議を進めておまして、出展のほうも問合せで、こちらのほう準備をしておるところでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

いいですか。

ほかに関連しての御質問ありませんか。

（「なし。」の声あり）

一応、確認事項一覧における答弁は全て終了しましたが、そのほかに特別にあれば皆さんのほうからお受けしたいと思います。よろしいですか。

（「なし。」の声あり）

それでは、以上で、議案第53号 令和4年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件の追加説明と総括質疑を終わります。

それではこれから討論を行います。

討論のあられる方。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

先ほど来から質問いたしました、学校給食物価高騰対策補助金の処理の方法について質疑してまいりましたが、いささか未収金の問題とか未収として処理するとか、そういう答弁があつておりましたので、そういう処理については反対であります。あくまでも町の債権であり、補助金を出しておるといふ観点からいささか疑問があるところです。

2点目は、先ほど同僚委員から質問ありました、土地開発基金を利用する土地の処理について、基本は3年以内の処理を義務付けられておりますが、用地交渉がなつた時点とか、先延ばしされるといふのは非常に懸念があるところがございます。早急に一般会計予算において基金へ戻入れすべきと考えます。

3点目は庁舎建設費につきまして、いろいろ物価高騰の関係で上がったということで、増額がございました。しかし、詳細な、どの部分が上がったとか、どの部分が落としたとかいふ説明はなかつたように思います。

以上の3点の理由から、私は反対といたします。

委員長（永田 勝美 君）

川副委員。

委員（川副 剛 君）

賛成討論いたします。令和4年度決算について賛成討論いたします。まず、経常収支比率は上がっておりますが、実質公債費比率は8.6%で0.1ポイント減少しており、その他種々を総合的に見て健全な範囲であります。成果の主なものとして、各会計への未納、未収金は前年に比べ1,378万円の減で、約20%の圧縮がされており、各課徴収への努力が評価されます。

効果的かつ機能的な事業推進を目指し、庁舎建設室、様々な世代がつながり支え合う多世代包括支援センターを設置、持続可能なまちづくりへの姿勢が伺えます。使用料、手数料などキャッシュレス決済を導入、転出転入ワンストップ化など、DXを推進した住民の利便性の向上も図られております。しかし、ふるさと納税など自主財源の強化については、やや消極的な部

分が見受けられましたが、重要な収入という認識をされているということで、知恵を出し合い、財源強化に努力していただきたいと思います。

給食の公会計化については、前向きな答弁がありませんでしたが、鋭意努力していただきたいと思います。

以上のことより、予算が適正に執行されており、古庄町長の下、職員全員が一丸となって英知を絞り、汗をかいた御努力の結果であり、健全な行政運営が図られたものと評価するものがあります。

今後も住民の声を聞き分析し、判断し、かつスピード感を持って、最小の経費で最大の効果を上げ、事業の推進をしていただくよう意見を付して私の賛成討論といたします。

委員長（永田 勝美 君）

ほかにありますか。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。議案第53号 令和4年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

賛成多数です。したがって本件は認定されました。

—（2）議案第54号 令和4年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

議案第54号 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。
討論のある方。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第54号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

—（3）議案第55号 令和4年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

次に、議案第55号 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。
この件について、質疑について、一覧表の4番に書いてあるとおり、不納欠損の資料は当日

配付済みではありますが、須藤委員のほかから追加でお聞きされることがあれば。ありますか。

（「なし。」の声あり）

なければ討論にしたいと思いますが。
須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

時効が2年ということで大変だと思うんですけども、この間聞いたかどうか分かりませんが、徴収はやはり文書とかそれで行われているのか、税財政課長はどのように文書とかそれで行って、コロナ禍でもあったんですけど、訪問徴収は行っていないとかということですけど。今後は、その2年の時効に対してどのように対処していかれるお考えかお聞きしたいと思えます。

委 員 長（永田 勝美 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君 君）

介護保険料も税と同様に、訪問徴収につきましては、今のところやっております。基本的には文書催告等を中心に行っているところですけども、あわせて行方不明や財産調査についても行っているところでございます。

今後の徴収計画につきましては、また、コロナ禍が収まりましたら、訪問徴収も含めまして、徴収の方法は検討していきたいと思っております。

以上です。

委 員 長（永田 勝美 君）

須藤委員、よろしいですか。
須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

今、担当課長から答弁があったんですけども、町長としても担当課とかそちらの考えと同じ考えなんですか。訪問徴収はしないと。それ、お答え願いたいと思えます。

委 員 長（永田 勝美 君）

訪問徴収しないことについて、町長のお考えは。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私は昔の人間でございますので、対面で徴収するのが当たり前だと思っていましたけど、現状なかなか、今は訪問しないで徴収するということが求められているということもありますので、町としましては、職員の皆さん方にやはり徴収率の向上というのは努力してもらいたいということで考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

委 員 長（永田 勝美 君）

須藤委員、よろしいですか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

職員の皆様には努力していただきたいということで、是とも非とも言わなかったんですけども、訪問はしなくていいお考えなんですかね。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

徴収の努力はしていただきたいと思っていますので、やはり徴収といえますか、それは税の公平性を保つためには、やはり皆さんに納めてもらうというのが公平性を保つわけでございますので、町としまして、職員の皆様方に頑張って徴収をしていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

訪問については是か非かという御質問です。訪問は求めないのかと、訪問はしないのかと。町長、追加どうぞ。

町長（古庄 剛 君）

訪問はしないということはないわけですが、調査とかいろいろなことがありますので、やはり訪問して、家を確認して、訪問もしなければならぬところもあると思いますけど、それを全然やらないということではなくて、町としまして、職員の皆さん方にそこは頑張っていただいて、やはり私は昔の考えでございますので、対面式にお話をしながら、理解を求めて納税をしてもらうということが一番いいことではないかと思っています。

委員長（永田 勝美 君）

暫時休憩します

（14時46分 休憩）

（14時48分 再開）

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

訪問徴収ということではなくて、訪問しながら、やはり調査をして、皆さん方に理解を求めて税金を納めていただくというのが一番の、やはり役場に来て、何かあれば相談をして、乗ってもらって、相談しながら納税をしてもらうというのが一番の理想ではあると思いますが、やはり訪問して調査するのもあるのではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

分かりました。理想であるということで分かりました。

委員長（永田 勝美 君）

以上でよろしいですか、質疑については。

（「なし。」の声あり）

次に、認定の件について、55号の討論を行います。
討論のあらわれる方。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。

お諮りします。議案第55号 令和4年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 令和4年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

—（4）議案第56号 令和4年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

次に、議案第56号 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論のあらわれる方。

（「なし。」の声あり）

討論がないようです。

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第56号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

—（5）議案第57号 令和4年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

次に、議案第57号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件につ

いて、討論を行います。
討論のある方。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。
討論を終わります。

これから採決を行います。議案第57号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

（14時52分 休憩）

（14時53分 再開）

—（6）議案第58号 令和4年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第58号 令和4年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし。」の声あり）

引き続き討論を行います。
討論のある方。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。
討論を終わります。

これから採決を行います。議案第58号 令和4年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 令和4年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定されました。

—（7）議案第59号 令和4年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

次に、議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、総括質疑を行います。

総括質疑のある方。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

前回から前処理施設の関係で、下水道料金の値上げについては、2年に一遍ということ、町長から一般質問した際に答弁をいただいておりますが、前処理施設ができるまでということ、今黙って見ているんですけども、あと2年後できるんですかね、私担当委員会じゃなかけんあまり知らないんですけど、大体収入としてどのくらい入るように町長は考えて、今値上げをしようと町長はお考えなのかお伺いします。

委員長（永田 勝美 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、目指しております、し尿等前処理施設の完成が来年、令和6年10月末、11月の供用開始を目指して今進めているところでございます。

その前処理施設のほうにつきまして、今実際進めているところで、実際のランニングコストですとか、そういったところを設計がおおむねでき上がって、それに基づいて今試算をしているところでございまして、基本的な考え方としましては、前処理施設に係る分、それから前処理施設建設に当たって起債を借りておりますので、企業債を借りておりますので、その償還等々に関する分については、一般会計のほうから基本的には頂くというふうなことで今試算をしている最中でございまして、今金額をちょっと申し上げることはできません。

それ以外の考え方につきましても、ちょっと今整理をしているところでございますので、その前処理施設のことも含めて、下水道の財政収支の見通しも、今もう一度検討をし直しているところでございますので、まとまりましたら御報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

聞きよらす趣旨が違う。歳入いくらかって、使用料収入にどのくらいかかるとかっていうとば聞きよらすっちゃろう。

委員長（永田 勝美 君）

暫時休憩します。

(14時57分 休憩)

(14時58分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

し尿前処理施設、そのし尿、投入されて、処理するに当たっての使用料という考え方ではございませんけども、処理に必要な経費については、一般会計から頂くというふうに考えているところでございますが、今試算中でございますので、金額のところについては、まとまりましたら御報告をさせていただきたいと思っております。
以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

処理経費というのは、委託の人件費とか重油とか、そんなことになるわけですかね、経費的なものはもらうということになるんですかね。よく分からんですけど、大体そういうものが入ってくるわけでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今おっしゃいましたような部分でございます。処理するに当たって、ポンプですとかいろんな機械が動きますので、その動力費ですとか、それから薬品も使いますので薬品費ですとか、いろんな経費がかかりますので、そういった経費の分を頂くように試算をしているところでございます。
以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

私が思うとは、公共下水道は特定地域のためにした受益者ですから、受益者負担があつてしかるべきと私は思っていたものですから、投入した加入家からお金を徴収していくと思っていたものですから、それを町でもらうというのは、いささかどうなのかなと今思ったものですから、それはあとでちょっとまた議論する余地が残っていますからさせていただきます。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。
ほかに総括質疑はありますか。
阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

今の議論を伺っておつて、ちょっと疑問点がある。し尿前処理施設の運営費については、当

然町が負担をし、一般会計から下水道特会に払うべきです。その前処理をした流入量は下水道単価ですから、下水道単価としてまた使用料をもらうべき。それは計算を新たにすじやなくて、それは下水道の使用料の条例規則があるわけですから、それを超えては頂けないんじゃないでしょうかね、はっきり言って。それは決まっているわけですから、下水道使用料の条例で。幾らは幾らって、水道料金と同じ単価の設定があるわけですから、前処理施設から下水道の終末施設に来る分の単価は、今の下水道料金と変わらない料金で、流入した量に合わせた使用料を一般会計から頂くと。

また、新たな問題としては、そこの先輩委員が言われましたけど、加入金ということの取扱いについて、どのように議論されているかというのはまだ伺っていませんので、それは検討中かどうか知りませんが、そこはやはり町だから無料ということもいささか腑に落ちない点、特に企業会計になっていますので、下水道はですね。企業としてどう捉えるかという部分については、また納得のいく説明を今後求めていきたいと思っております。

以上、私の考えが間違っているのであれば答弁をいただければと。

委員長（永田 勝美 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今、委員おっしゃいましたとおり、前処理施設から下水道の処理施設、終末処理場、こちらに前処理施設で処理したものを送り込むわけですから、下水処理施設側から見たときの、今おっしゃいましたとおり使用料に相当する分、これについても一般会計から頂くような試算をしておりますが、今、希釈倍率とかというところがやっと固まったところで、今、要は収集運搬して入ってきたものの量だけではございませんので、希釈して送り込むときの年間の大まかな試算を今出しているところです。流入量といいますか、その量がどれぐらいになるか。それに、今おっしゃいましたとおり、下水道の使用料相当額というところを掛けた分を丸々にするのか、前処理施設の場合というのが、管渠とかというのがないものですから、要は施設に直接入っていくということも加味したところで、使用料をどう設定するかというところを今ちょっと検討しているところでございますので、それが出ましたら御報告をさせていただきたいと。ただ考え方につきましては、委員がおっしゃるとおりだと思っております。

申し訳ございません、加入金につきましては正直検討をしておりますので、これから検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

阿部委員。

委員（阿部 豊 君）

分かりました。理解しました。

あと、想定数量とか、そこら辺の詳細が分かり次第、所管委員で調査させていただければと思いますので、その分は委員長のほうにお願いしたいと思います。

以上。

委員長（永田 勝美 君）

ただいまの件については、要望がありましたとおり、所管の委員会のほうに報告をいただいて調査をしていただくというふうにしたいと思えますので、そういう取扱いでよろしいでしょ

うか。

ほかに質疑ございませんか。

なければ、私のほうから1件、今のに関連してなんです。いわゆる町民の側というか、いわゆるこれまでし尿くみ取りを受けていた町民の家庭については、くみ取り料金というのは今までどおりで対応していくのかどうか、その辺りについてちょっと説明いただけますか。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

くみ取りにつきましては、くみ取り業者さんのほうがくみ取りに係る手数料、処理料ということで各御家庭のほうから徴収されています。

委員長（永田 勝美 君）

そこは変わらんわけですね。はい、理解しました。

それでは次に、議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について討論を行います。

討論のある方。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。

討論を終わります。

これから採決を行います。お諮りします。議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 令和4年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定されました。

以上で、決算審査特別委員会に付託された議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の7議案について慎重審議を行い、当委員会は認定することに決定いたしました。

10月12日の9月定例会4日目において、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

散会に当たり、町長の御挨拶をお受けします。

町 長（古庄 剛 君）

決算審査の散会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年9月の、佐々町議会の第3回の定例会におきまして設置されました決算審査特別委員会が、9月25日から本日までの5日間、慎重審議をしていただき誠にありがとうございました。

今回提案しておりました、令和4年度の一般会計歳入歳出決算認定の件のほか6件の決算につきまして、委員の皆様方には御理解をいただき、全議案について認定をいただきまして、誠にありがとうございます。

たくさんの宿題も頂きましたので、町としましても職員の皆が検討していただいて、今後の改善に努めていかなければならないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

昨年からの御存じのとおり、決算に係る主要な施策の成果説明書ということで提出させていた

だいております。第7次総合計画に掲げたまちづくりの将来像の「暮らしいちばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」を実現するために、総合計画に掲げる7つの基本目標の施策の成果を報告させていただきました。

この事業評価シートの資料の中で、事業内容の記載方法にとって御意見をいただいておりますので、次年度に向けて各課協議をさせていただきながら研究して、改善、精度を上げながら予算執行に努め、新年度予算に反映させたいと考えているところでございます。

また、先ほども話しましたように、入札監視委員会の委員の皆さん方への報酬1回分が未払いになっていたという事実が確認されたことは、極めて遺憾でありまして、町の信用を失墜いたしましたことにつきまして、深くおわび申し上げたいと思っております。再びこのことが起きないように、適正な事務の執行を職員に徹底をしながら、信頼回復に努めてまいらなければならないと思っておりますので、誠に申し訳ございませんでした。

職員一丸となって、住民皆様の福祉向上並びに安全・安心に向けて、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりますので、今後とも御協力いただきますように心からお願いを申し上げます。簡単でございますけど、お礼の言葉に代えさせていただきます。長時間御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

委員長（永田 勝美 君）

私からも一言お礼を申し上げます。大変拙い運営で、様々に御迷惑をおかけいたしました。各委員の御協力で何とか役目を果たせたのかというふうに思います。御協力いただき大変ありがとうございました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。散会いたします。

(15時11分 散会)